**平成２６年（フ）第３９号**
宮崎県西都市大字南方4834番地
破産者　溝口　幸子（旧姓菊池）
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

**平成２６年（フ）第１６２号**
宮崎市大字跡江1326番地
破産者　内村　美香
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

**平成２６年（フ）第１７７号**
宮崎県西都市大字三宅2484番地８
破産者　林　あや子
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

**平成２６年（フ）第２３３号**
宮崎市希望ケ丘１丁目３番15号、前住所宮崎市大字赤江262番地　プレジ―ル赤江Ｂ棟202号
破産者　清水　　信
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

**平成２６年（フ）第７９号**
宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所2129―１、住民票上の住所宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所9316番地
破産者　佐藤　末男
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２６年（フ）第４６４号**
福岡市早良区干隈３丁目２番８号
破産者　武田　晴久
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第１０２５号**
福岡市中央区平尾１丁目11番20―201号
破産者　森部さお里
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第１４００号**
福岡市城南区七隈１丁目18番31号
破産者　江野　智秋（旧姓野尻）
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第６７７号**
福岡市西区下山門団地３番204号、住民票上の住所福岡市早良区早良７丁目18番15号
破産者　新見　明男
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第１０９２号**
福岡県糟屋郡粕屋町甲仲原２丁目４番６号ドミールナガサワ　102号、開始決定時の住所福岡県糟屋郡宇美町四王寺坂１丁目26番１号
破産者　城野　洋平
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第８２４号**
福岡市早良区田村４丁目９番６―106号
破産者　中島　　毅
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第１２２５号**
福岡県糟屋郡粕屋町大字柚須160番地１　アイタス福岡105号、前住所福岡県春日市松ヶ丘３丁目176番地
破産者　荒川　健二
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第１２４４号**
福岡県春日市上白水１丁目22番地　ツインハウス春日302号
破産者　執行　正貴
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第１３１４号**
福岡市東区奈多２丁目31番４―101号
破産者　藤原　達也
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第１３３６号**
福岡市東区多の津５丁目53番３―101号
破産者　藤原鉄太郎
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第２０号**
佐賀県嬉野市嬉野町大字吉田甲4421番地
破産者　松尾　　武
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２５年（フ）第１７７３号**
名古屋市守山区向台２丁目2005番地　ロジュマン向台105号室、住民票上の住所愛知県一宮市三条字古川1872番地
破産者　伊藤　弘泰
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第１０２６号**
福岡市博多区半道橋１丁目５番32―102号
破産者　寺尾　直美
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部